

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

みどり市監査委員	須藤	修
みどり市監査委員	井上	孝之
みどり市監査委員	宮崎	武

定 期 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 23 日まで

2. 監査対象機関

政策企画部 秘書課

3. 監査対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和 8 年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが複数の事務処理において、改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

みどり市監査委員	須藤	修
みどり市監査委員	井上	孝之
みどり市監査委員	宮崎	武

定 期 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 23 日まで

2. 監査対象機関

保健福祉部 介護高齢課

保健福祉部 こども未来戦略局 こども課、子育て相談課

3. 監査対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和 8 年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが複数の事務処理において、改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。